

2014年2月21日

エコ・パワー株式会社

代表取締役社長 周布 兼定 様

一般社団法人 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

銭函海岸の自然を守る会

代表 後藤 言行

「石狩湾新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」縦覧に関する緊急要請書

標記準備書について、貴社は、石狩・小樽の両市役所とインターネット上において、平成26年2月14日から3月13日までの縦覧（両市役所では期間中の土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）と意見聴取を始めております。

しかし、その縦覧は、インターネット上ではpdfファイルに加工された内容をコンピュータ上で眺めることができますが、決して、プリンターを介して紙に印刷すること（紙媒体にコピーすること）ができないように制限されています。また、両市役所でも準備書の全体あるいは必要箇所をコピーして、家に持ち帰って精読することができない縦覧方法が採られています。これらの縦覧方法は、勤務等で縦覧場所に行く時間が確保できず、また、コンピュータを持たない人々にとっては、あるいは、縦覧場所に行くことができても読むのに十分な時間を確保できない人々にとっては、準備書の内容を縦覧することができないという極めて制限的な仕組みであり、多くの人々が実際には縦覧しにくい制限を加えております。

環境影響評価法では、配慮書・方法書・準備書の各段階において、環境保全の見地からの一般の意見を求めることが明記され、また、中央環境審議会答申における「今後の環境影響評価制度の在り方について」においても「様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要」と明記されています。以上において明白なことは、環境影響評価の手続きとして「一般の意見」「公衆の関与」「住民の意見」が重視されていることです。

従って、貴社が標記準備書において、pdfファイルを紙媒体にできないように制限した縦覧とし、市役所の縦覧以外には印刷した準備書を示さない姿勢は、事業計画をすべての住民等に十分には知らせないようになっていると判断できますので、環境影響評価法の基本的な理念に反します。もちろん、私たちは、環境影響評価図書に限らず著作権は重要であり、図書利用の際には著作権を尊重することは当然と考えますが、貴社が事業者の著作権の主張によって、環境影響評価において重視されている「公表して一般の意見を求める手続き」を軽視することは決して許されることではありません。言い換えますと、貴社の方針は、個人であっても団体であっても、貴社の準備書について環境影響の観点から真剣に検討しようとする一般の人々の権利を阻害していると判断します。

以上のことから、貴社には、pdfファイルから紙媒体にできる方法にすること、また必要とする個人、団体に印刷した準備書を送付することを強く要請いたします。次に、縦覧期間も、本来、紙媒体としてすべての住民が読める状況になってから開始とする必要があります。ここに、以上の2点について、強く要請いたしますので、以上の要請に対して、必ず貴社から私たちに、または、住民・国民宛てに善処

した返事をいただけますよう要望します。なお、貴社による縦覧方法は、問題が大きき方法と考えますので、以上の問題点について、別途、私たちから経済産業省、環境省、地方公共団体など関係行政機関に伝え、行政としても法の基本理念に基づいた環境影響評価の手続きが進行されるよう、善処を求めることを付記します。

私たち3団体は、縦覧が開始されて限られた期間しかない現段階ですので貴社の速やかな対応として、何よりも先に、私たち3団体それぞれに対して「印刷された準備書の送付」を要請します。3団体の送付先は、以下の通りです。

一般社団法人 北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙
060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5（6F）
（電話 011-251-5465）

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子
061-3211 石狩市花川北1-5-307

銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤 言行
047-0034 小樽市緑3-2-8 のいばら寮（1F）